

旭川市消費者被害防止

ネットワークニュース No.8



●旭川市消費生活センターに寄せられた相談件数

平成29年度、旭川市消費生活センターには2,894件の相談が寄せられました。件数は前年度より376件増加し、平成25年度以降では最も多くなりました。多かった内容は、はがきなどによる架空請求や有料情報サイト関連、光回線の契約等です。詳細は以下の表のとおりです。

身近な方で消費生活に関して困っている方がいましたら、旭川市消費生活センターに相談するようご案内ください。

販売・購入形態		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
訪問販売	家庭訪販	285	272	227	180	184
	SF商法	5	3	9	2	0
	アポイントメントセールス	1	5	5	7	2
	キャッチセールス	4	1	1	1	0
	上記以外	19	14	19	24	37
	計	314	295	261	214	223
通信販売		715	814	767	839	833
連鎖販売		45	39	39	33	53
電話勧誘販売		238	252	186	130	149
ネガティブオプション		51	9	11	7	4
訪問購入		14	26	49	45	40
その他無店舗		24	23	24	38	31
店舗販売		808	721	696	656	566
不明・無関係		600	620	579	556	995
総件数		2,809	2,798	2,612	2,518	2,894
多重債務		66	59	60	56	69

※件数は若干増減することがあります。



旭川市消費生活センター

旭川市1条通8丁目 フィール旭川7階

相談専用電話 0166-22-8228

受付日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）

受付時間 午前9時～午後5時

●光回線サービスの乗り換えにご注意

「光回線サービスの利用料が安くなる。」と電話がかかってきたので契約をしたが、利用料が高くなってしまったり、解約を申し出ると高額な解約料を請求されたという相談が寄せられています。大手通信会社だと思って契約したが、後になって違う会社だったことがわかったというケースもあります。

光回線サービスの契約内容は多様化、複雑化しています。契約内容や事業者の情報等はしっかり確認し、すぐには判断せずにじっくり考えましょう。契約をしても直後の一定期間であれば、初期契約解除制度などにより、解約が可能な場合がありますので、事業者にすぐ確認しましょう。

●副業サイトにご注意

簡単にお金が稼げる「副業」をウェブサイトやメールで持ちかけて、お金を騙し取る詐欺が後を絶ちません。「相談にのるだけ」「メールで話を聞くだけ」で良く、在宅で副業できると宣伝し、逆に登録料や仕事を受けるための手数料などを要求してきます。また、「1億円が当たった。受け取るには、手数料が必要。」などと言われて、お金を支払ってしまったケースもあります。楽しんでお金を稼げる話はそうそうありません。うまい話には十分に注意してください。

●中古車の購入は慎重に

「中古自動車を購入したが、次々と故障した。」「購入した中古車を販売店とは別の店で修理すると、説明を受けていない修復歴があったことがわかった。」などという相談が寄せられています。

中古車は価格も品質も1台ごとに異なり、見えない場所に思わぬトラブルや問題点を抱えている事があるため商品選択が難しく、購入後のトラブルに結びつきやすいので、契約する前に十分に下調べをしましょう。また、トラブルが起きたときに備え、やりとりや約束した事は記録するようにしましょう。

●点検商法や次々販売に気をつけて

点検商法とは、業者が「布団、屋根、外壁、消火器などを無料点検してあげます。」と言って訪問し、「このままでは健康に悪いです。」「家が危険です。」などと不安をあおって契約を迫る手口です。また、一度契約した人に次々と別の商品売りつけたりする「次々販売」も問題になっています。高齢者や一人暮らしの方が、業者が話し相手になってくれるので断り切れずに契約してしまったケースが多く、被害防止のためには、周囲の見守りが不可欠です。家に見知らぬ人が出入りしていないか、家の中に不要な商品や不審な契約書がないかなど、身近な人が日頃から気を配りましょう。

★消費者出前講座★

旭川市内のサークル・町内会・学校等へ消費者協会講師が出向き、悪質商法の事例を紹介し、被害の未然の防止策等を説明します。まずは1か月前までにご連絡ください。

詳細・申込みは、一般社団法人 旭川消費者協会

☎0166-26-2514（平日9時～17時）